

区分		全職種	
特殊勤務手当 (59年度)	職員全体に占める 手当支給職員の割合	35.7%	
	支給対象職員1人 当たり平均支給年額	3,112.0円	
	手当の種類(手当数)	16	
	代表的な 手当の 名称	福祉主事訪問調査手当 福祉施設従事手当 保健婦手当 火葬場管理手当 庁用車乗務手当 多くの職員に支給 されている手当	
時間外 勤務手当	59年度	支給総額	2,106.5千円
		職員1人 当たり 支給年額	82千円
	58年度	支給総額	2,140.0千円
		職員1人 当たり 支給年額	83千円

区分	内容	国の制度との異同	国の制度と異なる内容
扶養手当	○配偶者 14,000円 ○子、父母等2人まで 1人につき 4,500円 ○配偶者がいない職員の扶 養親族のうち1人 9,500円 ○その他 1,000円	同	
住居手当	○借家 ・13,500円以下 家賃-6,000円を控 除した額 ・13,500円を超える額 家賃から13,500円を 控除した額の2分の 1(7,500円が限度) に7,500円を加算し た額 ・最高限度額15,000円 ○自宅1,000円(新築等 から5年以内2,500円)	一部異	控除額 9,000円
通勤手当	○交通機関 全額支給限度額 20,000円 ○交通用具 距離制	一部異	交通用具・片道1kmか ら20km以上の11区分 月額1,150円から 16,300円(国・2kmか ら20km以上まで5区分 2,000円から9,600円)

(9) 特別職の報酬等の状況(61年1月1日現在)

区分	給料月額等
給料収入役	市長 610,000円
	助役 488,000円
	収入役 427,000円
報酬議長副議長	議長 256,000円
	副議長 211,000円
	議員 183,000円

区分	給料月額等		
期末手当	(60年度支給割合) 期末手当	勤勉手当	
	6月期	1.4月分	0.5月分
	12月期	1.9月分	0.6月分
	3月期	0.5月分	一月分
	計	3.8月分	1.1月分
手当議長副議長	(60年度支給割合) 期末手当		
	6月期	1.4月分	
	12月期	1.9月分	
	3月期	0.5月分	
	計	3.8月分	

## 第二次長門市基本構想

「うるおいと活力のある  
まちづくり」をめざして

### 用途別土地利用(前号つづき)

#### 4、農業用地

農業振興地域の農地とし、それぞれの適性に応じた効果的な土地利用を図る。

#### 5、自然保全地域

本市域内の北長門海岸国定公園区域及び大寧寺自然保護地区における自然景観をはじめ市街地周辺における緑の保全に努め、自然との調和ある観光施設の整備充実により、広域観光レクリエーション地として利用を図る。

#### (3) 生活圏の構想

快適な生活を営みつつ、ふれあいや生きがいに満ちた地域社会を形成するためには、市民の日常の生活行動の広がりや連帯意識の側面から、生活圏を段階的に区分する必要がある。その区分を重層的なコミュニティの単位とするとともに、地域住民の利便やコミュニティ活動の場を提供する市民施設を配置する際の際のよきところとする。

生活圏の区分は、小学校区程度、公民館区域程度、全市域、広域圏とする。このよう

な生活住区に基づいて本市の実態、発展過程及び将来方向並びに市民の意識を勘案しながら設定を図る。

市民施設は、長期的な整備目標にたつて、生活圏の段階に応じた位置付けを明確にし、既存施設との関連を考慮して、機能的にも経済的にも最も効果的な配置を進める。又、将来構想として、全市民の交流の場となり、本市全体のまとまりと魅力を高める機能をもつ美しい都市景観を整えた文化ゾーンを設定し、そこに住む人々の誇りとなる都市となるように努める。

